

## 福祉有償運送事業更新登録申請要件確認表

特定非営利活動法人 生活よろず相談所たよりになる輪（平成 26 年 8 月 26 日提出現在）

項目	確認内容	確認書類	様式	資料	審査	指摘事項 その他	
1、更新申請 に関する事	更新申請書	自家用有償旅客運送更新申請書	国・様式第 1 - 2 号	資料 2 - 1			
	現在事業登録がされていること	協議が調っていることを証する書類	国・様式第 3 号	資料 2 - 1			
		自家用有償旅客運送者登録証	写し		資料 2 - 1		
2、運行主体 に関する事	特定非営利活動法人 生活よろず相談所 たよりになる輪	事業者の定款等	任意様式		✓	写し確認済	
		登録事項証明書	写し		✓	写し確認済	
	道路運送法第 79 条の 4 の条件に 非該当であること	役員名簿	任意様式		✓	7 名	
		宣誓書	国・様式第 2 号	資料 2 - 2			
3、運送対象(利用者) に関する事	運送の発着地のどちらかが市内 かつ市内在住で会員登録されて いる移動制約者であること 会員 87 名	旅客の名簿	国・参考様式第 1 号		✓	利用者カードで確認済	
		身体状況等、態様ごとの会員数	国・参考様式第 0 号	資料 2 - 3			
4、運送の対価 に関する事	予約料金 300 円（市外 500 円） + 運賃 300 円/10 分 ただし 10 分までは運賃 200 円 （別途待機料金有）	運行料金表 （タクシー料金との比較、事務局作成）	任意様式	資料 2 - 4			
5、運行体制 に関する事	運行管理体制が整っていること	運行管理の体制等を記載した書類	国・様式第 6 号	資料 2 - 5			
		運行管理の責任者就任承諾書	国・様式第 5 号		✓	1 名 本人承諾有	
		整備管理の責任者就任承諾書	任意様式	資料 2 - 5			
		整備士資格証	写し		✓	資格証有	
		運行管理マニュアル（作成は任意）	協議会・参考様式	なし	/	作成を依頼 作成中	
	運転資格の有無	運転者等就任承諾書兼就任予定運転 者名簿	国・様式第 4 号			✓	16 名
		運転者全員の運転免許書	両面写し			✓	全員分有
		運転者講習会修了を証する書類	写し			✓	全員受講済
6、車両に関する事	使用する車両が確保できている こと 車両台数：車いす自動車 2 台（軽 1 台） 普通車 10 台（軽 2 台）	自動車の提供と使用に関する契約書	協議会・参考様式		✓	トヨタ（6 人乗）ミニキャブ（4 人乗）デミオ（5 人乗）デイ ズ（4 人乗り）フィールダ（5 人乗）オッティ（4 人乗）スト ム（5 人乗）ミラ（4 人乗） プリウス（7 人乗）各 1 台 フ ット（5 人乗）3 台	
		自動車検査証	写し		✓		
	損害賠償措置（任意保険の加入の 有無）が整っていること	車両の任意保険証	写し			✓	対人：無制限 対物：無制限（1 台のみ 1000 万円） 傷害保険あり
		保険証の写しがない場合、保険に加入 する計画があることを証する宣誓書	国・様式第 9 号			不要	
7、事故の有無	登録期間中に起きた事故	事故の記録	国・参考様式第 0 号	資料 2 - 7		事故なし	
8、苦情の有無	登録期間中に寄せられた苦情	苦情処理簿	国・参考様式第 7 号	資料 2 - 8		苦情なし	



# 1、更新申請に関すること

平成 26 年 8 月 26 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 様

住 所 京都府宇治市五ヶ庄平野 12-15

名 称 特定非営利活動法人生活よろず相談所  
たよりになる輪

代表者の氏名 理事長 小林 千草

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 氏名、名称、代表者の氏名

特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪  
理事長 小林 千草

## 2. 登録番号

近京福 第 3 号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

(福祉有償運送)

## 4. 運送の区域

区 域	備 考
宇治市	発着

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 生活よろず相談所 たよりになる輪	京都府宇治市五ヶ庄平野 12-15

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
特定非営利活動法人 生活よるず相談所 たりになる輪	所有		2 (1)	( )	( )	( )	2 (1)
	持込		( )	( )	( )	10 (2)	10 (2)
	合計		2 (1)	( )	( )	10 (2)	12 (3)

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input checked="" type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input checked="" type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input checked="" type="radio"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

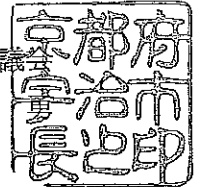
23 宇都交第 176 号

平成 23 年 11 月 17 日

特定非営利活動法人  
生活よろず相談所 たよりになる輪  
理事長 小林 千草 様

宇治市福祉有償運送運営協議会

設置者 宇治市長 久保田



運営協議会において協議が整ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民のため必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨を証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称) 宇治市福祉有償運送運営協議会  
(対象市町村) 宇治市

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

平成 23 年 11 月 14 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

特定非営利活動法人 生活よろず相談所 たよりになる輪

(2) 運送の区域

宇治市

(3) 旅客から収受する対価

別紙のとおり変更なし

(4) その他特記事項

更新申請に伴う協議

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

### 記

1. 登録番号

近京福第3号

2. 登録の有効期間

平成26年12月18日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

名 称: 特定非営利活動法人 生活よろず相談所たよりになる輪  
住 所: 宇治市五ヶ庄平野12-15  
代表者: 理事長 小林 千草

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

宇治市

平成24年1月10日

近畿運輸局京都運輸支局長 滝本 南北



## 2、運行主体に関すること



近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 26 年 8 月 26 日

住 所 京都府宇治市五ヶ庄平野 12-15  
名 称 特定非営利活動法人生活よるず相談所  
たよりになる輪  
代表者の氏名 理事長 小林 千草

参考：道路運送法第七十九条の四

### (登録の拒否)

国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在住したもので当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

### 3、運送対象に関すること

### 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄平野12-15  
 特定非営利 生活よろず相談所たよりになる輪  
 公益法人

身体障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
6 級			知的障害者		
5 級		1		軽 度	
4 級		2		中 度	
3 級		2		重 度	
2 級		6		療育 A	11
1 級		19		" B	7
合計		30	精神障害者		人数
要支援認定者		人数		3 級	
	要 支 援 1			2 級	
	要 支 援 2			1 級	
合計				診 断 書	
要介護認定者		人数		区分・状態等	人数
	要 介 護 1	11	そ の 他		人数
	要 介 護 2	9		肢体不自由者	
	要 介 護 3	7		内 部 障 害	
	要 介 護 4	6		そ の 他	
	要 介 護 5	3			
合 計		36	合 計		21
総合計					87

## 4、 運送の対価に関すること

## 1、 運送の対価

### 時間制

- 10分単位料金を算出し、走行最初の10分までは200円  
以後10分経過ごとに300円を加算（下記の運賃表参照）
- 出発地～目的地までの時間によって算出する

運賃表

時間	運賃
10分	200円
20分	500円
30分	800円
40分	1100円
50分	1400円
60分	1700円

※以後も同様に10分経過ごとに300円を加算

## 2、 運送の対価以外の対価

- 予約料（片道ごとに） 300円  
ただし、出発地（利用者乗車）及び到着地（利用者降車）のいずれかが  
市外の場合は500円
- 待機料金 10分毎に200円加算

## 5、運行体制に関すること

登録番号	近京福第 3 号
運送主体(申請者)	特定非営利活動法人生活よろず相談所 たよりになる輪

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

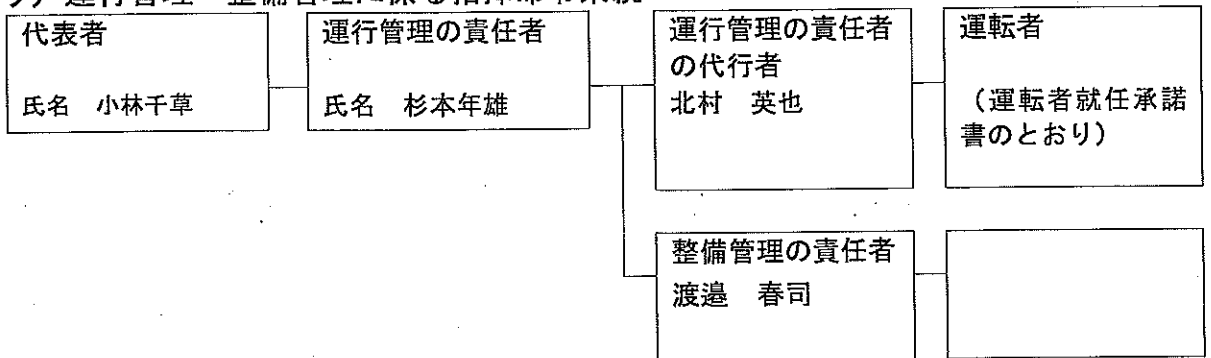
No	氏 名	住 所	※1 資格の種類
1	杉本 年雄	京都府城陽市市辺上芦原 30 番地の 5 1	
2			

- ※ 5 両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類を添付すること。
- ※ 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

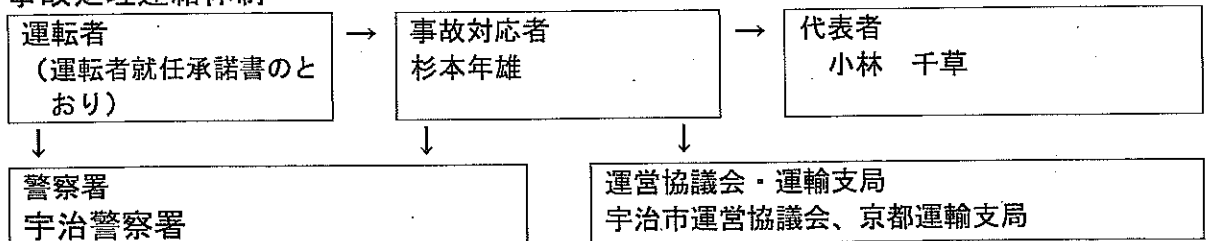
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	渡邊 春司	京都府久御山町佐古外屋敷 5 5

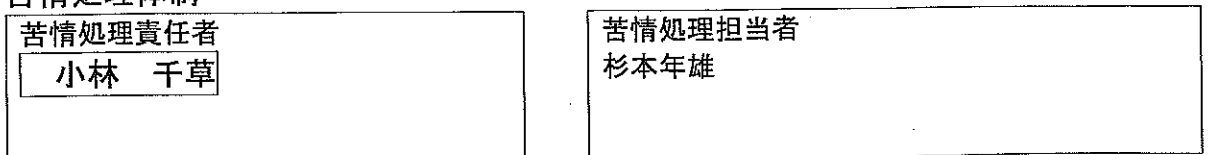
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



平成 23 年 10 月 21 日

## 整備管理責任者 就任承諾書

申請者 特定非営利活動法人 生活よろず相談所 によりなる 輪 が 桑郷 運輸支局 に提出した  
自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その整備管理の責任者として  
就任することを承諾致します。

住 所

京都府 宇治郡 久御山町  
佐古 外屋敷 55

氏 名

渡邊 春司 印

添付書類

・ 資格を証する書面

(整備士免許証の写、もしくは整備管理者選任前研修修了証明書の写)



## 7、事故の有無

平成26年8月6日

宇治市福祉有償運送運営協議会 様

特定非営利活動法人  
生活よろず相談所「たよりになる輪」  
理事長 小林 千草

事故報告書につきましては以下のとおりです

- 該当事故無し

2014年8月6日  
千草

## 8、苦情の有無

平成26年8月26日

宇治市福祉有償運送運営協議会 様

特定非営利活動法人  
生活よろず相談所「たよりになる輪」  
理事長 小林 千草

苦情対応報告書につきましては以下のとおりです

該当苦情無し